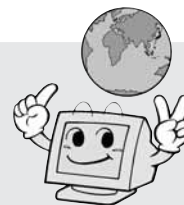


おうちで作成、ネットで申告 e-Tax



e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

この機会に是非e-Taxをご利用ください。
詳しい内容は、e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

- ① 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接送信が可能
- ② 最高3,000円の税額控除を受けることができます
(※平成19年分から平成24年分のいずれか1回)
- ③ 添付書類の提出又は提示を省略できます
- ④ 還付金を早く受け取ることができます
- ⑤ 24時間いつでも利用できます

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

- 注1) この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- 注2) 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

統計調査員登録制度 (調査員の募集)

統計調査員の仕事を希望される方を事前に募集・登録し、統計調査の実施に際して、登録者の中から統計調査員として仕事をさせていただく制度です。

登録者は、統計調査の調査員として、国や道県が任命する非常勤の公務員となり、任期は概ね2か月程度です。

調査終了後には国が定める基準に基づく報酬の支払いが行われ、その額は調査の内容

や受持ち件数などによって異なりますが、1調査で概ね2〜6万円程度です。

なお、調査活動中に災害にあつた場合は、一般の公務員と同様に法令等に基づき公務災害補償が適用されます。

登録していただくと、調査を実施する度に役場から登録者へ調査の内容、日程などをお知らせし、調査への従事が可能であれば仕事を依頼します。

ただし、調査の実施数や規模は年によって異なり、必要となる調査員の人数や地域も

応募資格 次の要件に該当する方

- ① 心身ともに健康で、責任を持って統計調査事務を遂行できる方
- ② 秘密の保護を遵守できる方
- ③ 税務、警察及び選挙に直接関係のない方
- ④ 20歳以上で町内在住の方

応募方法

登録を希望される方は、安平町統計調査員登録申請書を提出してください(申請書は応募先窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます)。

募集期間 随時受付

調査員の仕事の流れ

1. 調査員説明会への出席
2. 調査対象の確認
3. 調査票の配布と記入の依頼
4. 調査票の回収
5. 調査票の点検・整理
6. 調査票の提出

あなたの暮らしの困りごとの相談に 行政相談員が応じます

年金の手続きや制度について知りたいこと、借金や遺産相続について相談したいなど、あなたの暮らしの困りごとをお気軽にご相談ください。

相談は無料、秘密は守ります。行政相談員の自宅もしくは電話で常時相談に応じます。

総務省行政相談員

早来地区:水野 佐 ☎ 23518・追分地区:平野秀樹 ☎ 252774
問合せ 総務課総務・防災グループ ☎ 2511

異なるため、登録された方全員に必ず仕事をお願いするとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
平成25年度実施予定統計調査
・9月〜10月 住宅・土地統計調査(総務省所管)
・12月〜1月 工業統計調査(経済産業省所管)
応募先 企画財政課企画グループ・追分住民総合相談室
問合せ 企画財政課企画グループ ☎ 2751